

報道機関各位

個人市県民税の賦課漏れについて

このたび、下記のとおり令和5年度個人市県民税の賦課漏れが発生しました。対象者の皆様に多大なるご迷惑をおかけしたことについて深くお詫び申し上げます。

1 概要

令和5年度の賦課業務（1～4月）において、他の市町村から回送された給与支払報告書の一部について、課税が行われず、未処理のままとなっていたことに職員が気づき、賦課漏れが判明した。

人数及び金額

対象者 46名 合計 1,866,900円（1人あたり 500円～295,000円）

2 原因

前年転居等の理由で、他の市町村に給与支払報告書等の課税資料が提出されていた場合、「国税連携システム」の「団体間回送機能」で課税資料のやり取りを行っている。

今回、他の市町村から回送された課税資料の一部について、決められた手順通りにデータの取り込み、出力が行われておらず、未処理のまま課税計算を行ったため、賦課漏れが発生したものの。

3 対応

対象者（46名）について、速やかに賦課・更正処理を行うとともに、書面の送付または電話等により個別に謝罪、周知を行う。

4 対策

今後の再発防止策として、賦課資料の取り込みや出力の際の手順を見直し、複数人での確認を徹底すること等、チェック体制の強化に取り組む。

【問合せ先】 財政局課税第一課

担当：金子・渡辺

電話：093-582-2033